

「ASNITE試験事業者(環境)認定の一般要求事項(ENRP31)」第2版  
改正要旨

2019年1月7日  
認定センター環境認定課

1. 改正理由等

- ・ISO/IEC 17011:2017の適用に係る改正
- ・ISO/IEC 17011:2017に関連した規程の新規制定又は改正に係る改正
- ・JIS Q 17025:2018と用語を統一

2. 主な改正内容

3. 引用規格、規程等

- ・引用規格を最新版に修正
- ・IAJapan規程「IAJapan認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)」を追加【3.(11)】
- ・IAJapan規程「適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)」を追加【3.(12)】
- ・項番号の修正【3.(13)～3.(19)】

4. 用語、定期

- ・「認定機関ロゴ」に係る定義<sup>\*</sup>及び参考図(旧図1)<sup>\*</sup>を削除
- ・「ILAC MRA組み合わせ認定シンボル」の参考図(旧図2)<sup>\*</sup>を削除  
補足<sup>\*</sup> これらの定義及び参考図は、改正する「IAJapan認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)」において定義することから、重複を避けるため削除するもの。

5.3 「計量トレーサビリティ」

- ・項目名をJIS Q 17025:2018の箇条6.5に合わせ修正

5.5 「結果の妥当性の確保」

- ・項目名をJIS Q 17025:2018の箇条7.7に合わせ修正

6.1 「認定の主張について」

- ・項目名を「基本方針」から「認定の主張について」に修正
- ・6.1(1)の項番号を削除し、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用する場合は、別に定める「IAJapan認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)」に掲げる事項を遵守すること。」を追加

- ・6.1(2)～(7)を削除

「IAJapan認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)」に同様の要求事項が規定されるため、重複を避けるため削除

6.2～6.3 削除

6.4 “ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用しない認定の引用について”

- ・項番号を6.2に変更
- ・項目名中の「引用」を「主張」に修正
- ・認定シンボルを使用せずに認定の地位を主張する場合の対応として、「IAJapan認

定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)」を参照することを追記

- ・ 6.4(1)を削除
- 6.5 ~ 6.8を削除
- 7. 審査及び認定周期
- ・ 7.(4)の文中「認定決定日から4年ごとに」を「認定の有効期間満了日までに」に修正
- 8. 認定試験事業者の遵守事項
- ・ 全体的に文章を修正
- ・ 「認定スキーム文書(ENIF-01)に記載された全ての規定、要求事項に適合すること」を追加【8.(1)】
- ・ 8.(15)の項番号を8.(6)に修正
- ・ 「ASNITE試験事業者(環境)認定の取得と維持のための手引き(ENRP32)」の様式1-3に規定された誓約書の表題及び内容を修正。また、新たに「機密保持に関する合意書(様式1-8)」及び「認定契約書(様式1-9)」の締結について追加【8.(2)】
- ・ 8.(1)~8.(14)及び8.(16)~8.(19)を削除
- 9. 認定の一時停止又は取消し
- ・ 認定試験事業者は、認定の「取消しを受けた場合には、認定証を速やかにIAJapanに返却すること」を追加。
- 10. 苦情及び異議申立て
- ・ 苦情及び異議申立てに関する規定を追加
- 附属書1 マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項
- ・ 3.1.1、3.3.1、3.4.1、3.6.1及び3.7.1の項番号を削除
- ・ 3.5.1の項番号を削除し、文頭に「内部精度管理及び」を追加し、文中の5.5項の項目名を「技能試験」から「結果の妥当性の確保」に修正
- 「附属書4 認定番号及び付加情報」を削除
- 他文書との重複事項の関係整理
- その他、文書の体裁、誤記等を修正

### 3. 適用開始日等

- ・ 2019年2月1日付け適用を予定
- ・ 改正された「ILAC MRA組み合わせ認定シンボル」は本要求事項の適用後、速やかに認定事業者に配布する予定。認定事業者は2019年末までに順次切り替えが求められる。
- ・ 「認定契約書」の適用については、ISO/IEC 17025:2005適用の認定事業者を含め、一定の処理期間をおいて提出を求める予定

以上